

相模原市建築基準条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年5月30日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第20号

相模原市建築基準条例等の一部を改正する条例  
(相模原市建築基準条例の一部改正)

第1条 相模原市建築基準条例(平成11年相模原市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第61条中「第85条第5項又は第6項」を「第85条第6項又は第7項」に改める。

(相模原市手数料条例の一部改正)

第2条 相模原市手数料条例(平成12年相模原市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第4第1号の表27の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表28の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表38の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表39の項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

(相模原市開発事業基準条例の一部改正)

第3条 相模原市開発事業基準条例(平成17年相模原市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項第1号中「同条第5項」を「同条第6項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年5月31日から施行する。